決議事項

2022年3月2日

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21 世紀金融行動原則)

署名機関等 各位

21 世紀金融行動原則 総会共同議長

21世紀金融行動原則 第11回定時総会 決議事項について

【第1号議案】

総会共同議長の選任

下記の署名金融機関等を、2022年3月2日より総会共同議長としてよろしいか

皆様に決議をお諮りいたします。

立候補署名金融機関 (五十音順)

- ·株式会社 滋賀銀行
- ・東京海上アセットマネジメント 株式会社

<参考> 21 世紀金融行動原則運営規程(総会共同議長の選任等に関する箇所抜粋)

第4章 総会

第14条(議長)

- 1. 総会に、原則として署名金融機関等の中から2機関の共同議長を置き、互選によってこれを定める。共同議長は共同で会務を総理する。
- 2. 議長の任期は、選任された日から原則2年とし、再任を妨げない。

※第 11 回定時総会の決議事項は、オンラインでの決議が困難なため、臨時総会に準じ書面により行い、結果を総会当日に報告するものといたします。

【第2号議案】

運営委員の選仟

下記の署名金融機関等を、2022年度及び2023年度の運営委員としてよろしいか

皆様に決議をお諮りいたします。

立候補署名金融機関 (五十音順)

- ・NEC キャピタルソリューション 株式会社
- · 株式会社 静岡銀行
- ・損害保険ジャパン 株式会社
- ·第一生命保険 株式会社
- ·株式会社 日本政策投資銀行
- ・株式会社 八十二銀行
- ・株式会社 三井住友銀行
- ・三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社
- ・りそなアセットマネジメント 株式会社

<参考>21世紀金融行動原則運営規程(運営委員の選任等に関する箇所抜粋)

第13条(決議事項)

総会は、次に掲げる事項について決議する。

1. 第22条第2項に規定する運営委員の選任及び解任

第22条(構成)

- 1. 運営委員会は、運営委員により構成するものとする。
- 2. 運営委員は、署名金融機関等の中から、定時総会の決議によって、原則として 10 機関選任されるものとする。
- 3. 運営委員になることを希望する署名金融機関等は、前項の規定により運営委員の選任を行う定時総会の20日前までに事務局宛にその旨を書面にて提出するものとする。
- 4. 運営委員の任期は、選任された定時総会が開催された日から原則2年とし、再任を妨げない。

【第3号議案】

監事の選任

下記の署名金融機関等を、2022年度及び2023年度の監事としてよろしいか

皆様に決議をお諮りいたします。

立候補署名金融機関 (五十音順)

- ・京都信用金庫
- ·株式会社 北陸銀行

<参考>21世紀金融行動原則運営規程(監事の選任等に関する箇所抜粋)

第13条(決議事項)

総会は、次に掲げる事項について決議する。

2. 第15条第1項に規定する監事の選任及び解任

第15条(監事)

- 1. 総会に、署名金融機関等の中から原則として2機関の監事を置き、互選によってこれを定める。
- 2. 監事の任期は、選任された日から原則2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の上限は4年とする。
- 3. 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 行動原則の財産及び収支報告を監査すること。
- (2) 前項の規定により、監査の結果、行動原則の財産及び収支報告等に関する不正の行 為又は法令に違反する等重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は 運営委員会に報告すること。

【第4号議案】

事務局委託先の承認

運営委員会にて選出された下記の団体を、2022年4月1日より事務局の委託先として

よろしいか皆様に決議をお諮りいたします。

運営委員会に選出された事務局候補

・一般財団法人 地球・人間環境フォーラム

<参考>21 世紀金融行動原則運営規程(事務局の委託等に関する箇所抜粋)

第8章 事務局

第34条(事務局)

- 1. 行動原則の事務を処理するために事務局を設ける。
- 2. 事務局は、運営委員会により選出され、総会の承認を得るものとする。
- 3. 事務局は、一般財団法人地球・人間環境フォーラムに置く。なお、その委託期間は、 2022 年 3 月末日までとし、再任を妨げない。

なお、上記団体に事務局を委託する場合、第34条を下記のとおり改正するものとする。 <変更後>21世紀金融行動原則運営規程(変更対象となる項目のみ抜粋)

第8章 事務局

第34条(事務局)

3. 事務局は、一般財団法人地球・人間環境フォーラムに置く。なお、その委託期間は、 2024年3月末日までとし、再任を妨げない。